

規 約

第一章 総 則

第1条 目 的

この女性部は会員相互の意識の高揚をはかり、組織活動を通じて社会的、経済的地位の向上と明るい豊かな地域を築くことを目的とする。

第2条 名 称

この女性部は、JA 福岡市東部女性部【ひまわり】と称する。

第3条 事 務 所

この女性部の事務所は、福岡市東部農業協同組合内（以下「JA」という。）におく。

第4条 構 成

この女性部の会員は、組合員並びに組合員の家族を対象として管内に存在する第1条の目的に賛同する女性とする。

第5条 事 業

この女性部は、第1条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 組織の強化とJA運動に関すること。
2. 健康の維持、増進及び改善に関すること。
3. 知識や教養の向上に関すること。
4. 地域の営農、農業技術に関すること。
5. 地域社会活動に関すること。
6. 女性理事候補者の選出に関すること。
7. その他目的達成に必要な事項

第二章 役 員

第6条 役 員

この女性部に役員をおく。

代表 1名 副代表 1名

第7条 役員の選出

1. 代表・副代表は支部会員の中から選出する。

第8条 役員の任期

1. 役員の任期は2年（1年目副代表、2年目代表）とし、再任を妨げない。
2. 役員の任期満了後も後継者が就任するまでその任にあたる。
3. 補欠によって選任された役員は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第9条 役員の任務

1. 代表・副代表は女性部の組織・活動における、女性会員の総意を表するものとして設置する。

第10条 顧問

この女性部に顧問をおく事ができる。

第11条 女性理事の推薦

1. J Aの円滑な組織・事業運営に寄与するため、女性を代表するものをJ A理事として推薦することができる。
2. 推薦については、女性組織から推薦委員を選出し候補者をJ Aへ推薦する。

第三章 運 営

第12条 連絡係

1. 地区又は活動グループに最低1名以上の連絡係を選出する。
2. 連絡係は原則として、支部連絡会に出席する。
3. 連絡係の任期は1年とし、再任を妨げない。

第13条 本・支部座談会、支部連絡会

この女性部の運営を円滑にするために次の会を開催する。

1. 本店座談会は不定期で開催し、事務局が招集する。
2. 支部連絡会（座談会）は年に6回を限度として開催し、事務局が必要に応じて招集する。

第14条 活動費

この女性部の活動費は、自己負担およびJ A助成金その他の収入による。

第15条 事務局

1. この女性部の事務を処理するため、事務局を設ける。
2. この女性部の事務局はJA内におく。

第16条 規約の改廃

1. この規約の改廃およびこの規約に定めていない事項で必要な事項については本・支部座談会に出席の女性会員および書面議決（欠席会員）にて決定する。

2. 議事は座談会出席者および書面議決の過半数をもって決議する。
3. その他、軽微な事項等については「女性部運営会議」を必要に応じて招集する。
4. 「女性部運営会議」は、女性理事、代表、副代表、事務局で構成し、協議により決定する。

付 則

- 付則 この規約は、平成 5 年 5 月 15 日をもって施行する。
- 付則 この規約は、平成 8 年 5 月 14 日をもって施行する。
- 付則 この規約は、平成 9 年 5 月 14 日をもって施行する。
- 付則 この規約は、平成 10 年 5 月 12 日をもって施行する。
- 付則 この規約は、平成 13 年 5 月 15 日をもって施行する。
- 付則 この規約は、平成 16 年 5 月 19 日をもって施行する。
- 付則 この規約は、令和 7 年 4 月 1 日をもって施行する。